

光が丘第二中学校 保護者と教職員の会 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 練馬区立光が丘第二中学校 保護者と教職員の会(略称「保教の会」、以下、「本会」という)が個人情報の取得、利用、提供および管理の適正を期するため、個人情報を取扱う場合の基本的事項を定め、本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(守秘義務)

第3条 本会の活動に従事する者は、その活動において知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。また、不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(規程の周知)

第4条 本会において取得、保持する個人情報の取扱い方法については、総会資料、または通知など、適宜の方法により会員に周知することとする。

(個人情報の取得)

第5条 本会が会員から取得する個人情報は次の項目とする。ただし、保教の会の活動に必要な場合のみに
おいて、次の項目以外の個人情報の取得を行う場合もある。

- (1)会員名
- (2)在籍生徒名とクラス
- (3)会員の連絡先(電話番号、Eメールアドレスなど)

2 要配慮個人情報については、あらかじめ会員本人の同意を得ないで取得してはならない。

(個人情報の削除)

第6条 会員は、提供した個人情報について削除を申し出ることができる。また、その申し出があった場合、本会は遅滞なく該当する個人情報を削除または破棄しなければならない。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1)保教の会会費の集金・管理業務
- (2)その他の文書の送付
- (3)役員・会計監査・委員長、及びお手伝い制度等の名簿作成
- (4)(3)を会員へ周知するための書面発行
- (5)役員ならびに委員の選出、推薦、選考活動
- (6)本会が贈呈する卒業記念品(印鑑等)の作成
- (7)その他、本会の役員会、運営委員会が必要であると承認された活動

2 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、第7条に定める項目の利用目的の必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(個人情報の管理)

第8条 本会が取得した個人情報は、役員・委員長が適正に管理、保管する。なお、不要となった個人情報は適正かつ速やかに破棄しなければならない。

(第三者提供の制限)

第9条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 本会は、個人情報を第三者(第9条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)提供する対象者の氏名
- (3)提供する情報の項目
- (4)対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける場合の確認等)

第11条 本会は、第三者(第9条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供を受ける対象者の氏名
- (4)提供を受ける情報の項目
- (5)対象者の同意を得ている旨

(情漏洩時等の対応)

第12条 個人情報を漏洩等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに会長に報告する。

(苦情の処理)

第13条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第14条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって本規定を改定することができる。なお、改定した場合は、第4条に定める方法で周知するものとする。

附則 本規則は、令和5年3月13日より施行する。